

仲裁合意をした当事者の倒産

田中宏岳
Hirotake Tanaka

PROFILEはこちら



第1 はじめに

国際契約を中心に、契約書に仲裁条項が設けられることは珍しくありません。仲裁条項のある契約について紛争が生じた場合、裁判所ではなく合意された仲裁機関での紛争解決が試みられます。では、このような仲裁条項のある契約について、一方当事者が倒産した場合、仲裁条項は引き続き有効でしょうか。仲裁という当事者間の合意を重視する手続と、倒産という強行法規的に一律かつ集団的な調整を行う手続とは、相互に相反するようにも見受けられます。仲裁と倒産の関係については、国際的にも大きな議論があるところですが、以下では、仲裁条項のある契約につき、海外の契約相手が破産した場面を想定して、基本的な考え方を概観したいと思います。

第2 仲裁合意は破産管財人を拘束するか

一般的な仲裁条項は、例えば、以下のような条項であり、契約に関するあらゆる紛争は、合意された仲裁条項に基づき、合意された仲裁機関(下記の例では、シンガポール国際仲裁センター)で仲裁により最終解決されます。

Any dispute arising out of or in connection with this contract, including any question regarding its existence, validity or termination, shall be referred to and finally resolved by arbitration administered by the Singapore International Arbitration Centre ("SIAC") in accordance with the Arbitration Rules of the Singapore International Arbitration Centre ("SIAC Rules") for the time being in force, which rules are deemed to be incorporated by

reference in this clause.

(出典:<https://siac.org.sg/siac-model-clauses>)

例えば、貴社がこの仲裁条項を含む契約に基づく未回収の売掛金3億円の請求を行う場合、最終的にはシンガポールでの国際仲裁により債権の存否等が判断されることになります。では、この契約の契約相手が3億円を支払わずに破産してしまった場合はどうでしょうか。

破産した場合、管轄する国の破産裁判所が、適用法に基づき破産手続を進めるため、管轄国で適用される法律により規律は異なりますが、通常、破産管財人が選任され、同管財人により債権額の調査や換価活動が行われ、最終的には確定債権額に応じて按分的な配当がなされます。この点、債権額の調査や確定は、管轄国の破産法に基づき破産手続の中で実施されるもので、当事者間の合意を前提とする仲裁条項はここに適用されない(仲裁合意は倒産手続の開始により当然失効する)との考え方もあります。この立場からは、上記の3億円の債権の存否は破産手続の中で判断されることになります。破産手続は通常、多くの債権者が関与するものであり、その債権の存否は一律に同じ手続の中で確定することが債権者間の平等に資する(仲裁合意のある当事者の債権だけを手続外で判断することは債権者平等に反する)という考え方とも言い換えられるように思われます。

他方で、仲裁手続も裁判手続に相当する紛争解決手段であることや当事者間の私的自治を重視し、仲裁条項は破産管財人をも拘束するとの見解もあります。上記の例で債権の存否

や債権額に争いがあれば、それは仲裁条項に基づき、破産管財人もシンガポール国際仲裁センターでの紛争解決を行い、仲裁で認められた金額を基準に配当を行うことになります。これは、本来一国の手続だけで債権額の調査、確定を行うことのできた破産管財人からすれば、手続負担が増すことを意味しますが、他方当事者からみれば、相手方が倒産しても仲裁条項による解決が可能となるため、予測可能性に資するといえるかもしれません。もっとも、貴社としても、仮に仲裁手続で勝訴したとしても、倒産している相手から満額の回収ができることは通常困難であるため、配当をいくら受けられるかという見立てでも勘案しながら、仲裁提起(継続)の是非を検討する必要があります(仲裁を行わず、争いがないであろう範囲の金額で債権届出を行ったり、破産管財人との間で債権額についての和解を行ったりすることも考えられます。)

上記の例と異なり、破産管財人が適用される破産法に基づき、貴社との契約を解除したり(破産法53条参照)、あるいは貴社に対し否認権(破産法160条等)を行使し金員の返還を求めたりするような場面も想定されます。このような場合も、破産管財人は仲裁条項に縛られるでしょうか。もし縛られるのであれば、貴社は仲裁で破産管財人の上記主張を争うことができますが、縛られないのであれば、破産管財人は貴社に対して究極的には訴訟提起をすることになります(日本で提訴されるとは必ずしも限らず、倒産手続が行われている国での訴訟になる可能性もあります。)。学説の中には、主としてこのような場面を想定し、一律に仲裁の対象となるかを決めるのではなく、紛争の中身によって仲裁合意の対象となるかそうでないかを分けるものもあります。すなわち、倒産手続に特有の紛争については、仲裁合意の対象外とし、倒産手続に非特有の紛争については仲裁合意の対象とする(破産管財人を拘束する)といった形です。何が倒産手続に特有かどうかは、さらに議論があるところですが、例えば、破産管財人による否認権の行使は特有のものと考えられ得るところです。

この点、日本の会社更生法に関する裁判例においても、定期傭船料債権が共益債権か否かが争われた事件において、当該紛争は仲裁合意の対象であると更生会社が主張したところ、当事者の合意解釈からして、仲裁合意の対象外である(何が共益債権かは日本の会社更生法の解釈固有の問題である)旨判断したものがあり(東京地判平成27年1月28日)、切り口は違うものの、参考となります。

第3 仲裁中に相手方に倒産手続が開始された場合

では、既に仲裁が開始されていたところ、その途中で相手方が破産した場合はどうなるのでしょうか。

日本の破産法においては、破産手続開始決定時において既に開始されていた訴訟は中断し、破産管財人が受継することとされています(破産法44条等)、仲裁については明文の定めはありません。他方で、国際的にみれば、仲裁も訴訟と同様に中断するとの考え方が広く受け入れられているように思われます(例えば、国際的な倒産手続のモデル法であるUNCITRAL Model Law on Cross-Border Insolvencyにおいて、仲裁と訴訟は同様の位置づけがなされています。米国倒産法の下でも、いわゆるオートマティックスティにより、仲裁手続は当然に中断するとも考えられます。)。実務的には、破産手続が開始された国の破産法において、仲裁が中断するとの規定があるかどうかの他、仲裁手続の手続準拠法もふまえて、仲裁人が中断やその後の受継の可否を判断することになるのかと考えられます。本来、仲裁人は契約準拠法と仲裁地の手続準拠法を踏まえて仲裁手続を進行させることを想定しているものと思われるので、これに第三国の倒産法制も加えて検討しなければならないとすると、相応に判断は難しいのではないかと考えられます。

なお、本来、手続が中断し破産管財人により受継されるべき仲裁事件において、破産管財人が受継しないまま、破産者を

相手方として仲裁決定が出た場合、これは有効なのかという問題もあり得ます。本来的に相手としてはならない者に対する仲裁決定であるとして無効であるとも考えられますが(仲裁法45条2項4号、6号参照)、実際には、ある一国での倒産手続開始と仲裁手続とは必ずしもタイムリーに連携するものではないため、事実上決定が出てしまい、執行もできてしまうという場面はあり得るのではないかと考えられるところです。

第4 おわりに

上記で述べた以外にも、倒産手続開始時点で既に有効な

仲裁決定が出ている債権を、裁判で判決が出ている債権と同様に破産手続において扱ってよいかという問題や、破産管財人自身が破産手続開始後に新たに仲裁合意を行い、仲裁提起をできるのか等仲裁と倒産にまつわる問題は多数あり、国際的にも議論されています。仲裁も倒産も有事であり、仲裁相手が倒産する場面は有事に有事を重ねたような場面ともいえるかもしれませんが、仲裁手続の普及等に伴い、十分にあり得る事象であろうと思われますので、引き続き議論の動向を追いかけてつづいてみたいと思います。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】